

新	旧
<p>高契・公告第1号</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等および入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。</p> <p>平成22年4月12日</p> <p style="text-align: center;">改正 <u>平成24年12月17日〔高契・公告第109号〕（同日以降公表分について適用）</u></p>	<p>高契・公告第1号</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等および入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。</p> <p>平成22年4月12日</p> <p>改正 平成22年8月18日〔高契・公告第51号〕（同年9月6日以降公表分について適用）</p> <p>改正 平成23年4月1日〔高契・公告第10号〕（同日以降公表分について適用）</p> <p>改正 平成23年6月6日〔高契・公告第20号〕（同日以降公表分について適用）</p> <p>改正 平成23年7月29日〔高契・公告第47号〕（同年8月1日以降公表分について適用）</p> <p>改正 平成24年3月29日〔高契・公告第8号〕（同年4月1日以降公表分について適用）</p> <p>改正 平成24年5月28日〔高契・公告第38号〕（同年6月1日（12（19）に係る部分は、同年9月1日）以降公表分について適用）</p> <p style="text-align: right;">高松市長 大西 秀人</p> <p>(中略)</p>

1 2 入札に参加する者に必要な資格の項目においては、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

1 2 入札に参加する者に必要な資格の項目においては、次に定めるところによる。

(1) (2)に規定する入札に参加する者に必要な資格を満たさない者または17(4)による入札参加資格の確認を得ない者は、入札に参加することができない。

(2) 入札に参加する者に必要な資格は、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める要件のすべてを満たし、かつ、17(4)による入札参加資格の確認を得たこととする。

ア 単体企業 単体企業の区分(単体企業のみが入札に参加できるとされた入札にあつては、入札に参加する者に必要な資格の項目)において掲げる要件

イ 特定JV(2者) 特定JV(2者)共通資格ならびに特定JV(2者)の区分(特定JV(2者)のみが入札に参加できるとされた入札にあつては、入札に参加する者に必要な資格の項目)中の「構成員」、「代表者」および「構成員(代表者を除く。)」の各細区分においてそれぞれに応じて掲げる要件

ウ 特定JV(3者) 特定JV(3者)共通資格ならびに特定JV(3者)の区分(特定JV(3者)のみが入札に参加できるとされた入札にあつては、入札に参加する者に必要な資格の項目)中の「構成員」、「代表者」および「構成員(代表者を除く。)」の各細区分においてそれぞれに応じて掲げる要件

(3) 「単体企業」とは、個人または法人をいう。

(4) 「特定JV(2者)」とは、構成員2者による特定建設工事共同企業体をいう。

(5) 「特定JV(3者)」とは、構成員3者による特定建設工事共同企業体をいう。

(6) 「営業所の所在地要件」の細項目における用語の意義は、次のとおりとする。

ア 「市内企業」とは、法人にあっては本店または本社である営業所（建設業法第3条第1項の営業所をいう。以下この(6)において同じ。）を市内に有する法人で、市内に当該業種に係る営業所を有するものでなければならない、個人にあっては当該業種に係る本店である営業所を市内に有する者でなければならないことをいう。

イ 「市内企業または準市内企業」とは、当該業種に係る \_\_\_\_\_ 営業所を市内に有する者でなければならないことをいう。

ウ 「市内営業所の常勤技術者数の条件有り」とは、当該業種に係る市内の \_\_\_\_\_ 営業所に、次のいずれにも該当する発注工種技術者（当該建設工事公告の工事の種類項目において表示された工事の種類に係る技術者（同法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項に規定する監理技術者に限る。）をいう。14(1)エにおいて同じ。）を有する者でなければならないことをいう。

(ア) (略)

(イ) (略)

(6) 「営業所の所在地要件」の細項目における用語の意義は、次のとおりとする。

ア 「市内企業」とは、建設業法第3条第1項に規定する営業所としての本店または本社 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ を市内に有する者でなければならないことをいう。

イ 「市内企業または準市内企業」とは、建設業法第3条第1項に規定する営業所としての本店もしくは本社、支店または営業所を市内に有する者でなければならないことをいう。

ウ 「市内営業所の常勤技術者数の条件有り」とは、建設業法第3条第1項に規定する営業所としての市内の本店もしくは本社、支店または営業所に、次のいずれにも該当する発注工種技術者（当該建設工事公告の工事の種類項目において表示された工事の種類に係る技術者（同法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項に規定する監理技術者に限る。）をいう。14(1)エにおいて同じ。）を有する者でなければならないことをいう。

(ア) 次のいずれにも該当する者の人数が当該建設工事公告で指定する人数（以下この(ア)、14(1)カおよび別表第2において「指定技術者数」という。）以上であること（(イ)に規定する直近2年度における特別徴収通知書登載者の数が指定技術者数以上である場合は、bの要件を満たすものとみなす。）。

a 入札書提出期限日において引き続き2年以上雇用していること。

b 入札書提出期限日において引き続き3か月以上香川県内に住所を有すること。

(イ) (ア)に該当する者のうちに、入札書提出期限日が属する年度（そ

(ウ) (略)

エ 「なし」とは、 \_\_\_\_\_ 営業所の所在地の要件を設定しないことをいう。

(7) (略)

の日は4月1日から5月31日までの場合は、その日の属する年度の前年度。以下この(イ)および14(1)カにおいて「対象年度」という。)の前年度の市・県民税の特別徴収税額について高松市が送付した決定通知書における課税人員または非課税人員とされ、引き続き対象年度の市・県民税の特別徴収税額について高松市が入札書提出期限日前に送付した直近の決定通知書における課税人員または非課税人員とされた者(14(1)カおよび別表第2において「直近2年度における特別徴収通知書登載者」という。)が含まれており、その人数が当該建設工事公告で指定する数以上であること。

(ウ) (ア)に該当する者のうちに、当該建設工事公告の工事の種類項目において表示された工事の種類に係る監理技術者が含まれており、その人数が当該建設工事公告で指定する数以上であること。

エ 「なし」とは、建設業法第3条第1項に規定する営業所の所在地の要件を設定しないことをいう。

(7) 「業種登録・格付」ならびにこれらの文字の右欄の建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類および等級の表示の意義は、(15)キに規定する要件に加えて、高松市の入札参加資格者名簿(当該建設工事公告の日において有効な入札参加資格者名簿とする。以下この(7)において同じ。)における当該表示された建設工事の種類についての格付が当該表示された等級である者でなければならないことであり、「業種登録・決定数値」ならびにこれらの文字の右欄の同表の上欄に掲げる建設工事の種類および決定数値の表示の意義は、(15)キに規定する要件に加えて、高松市の入札参加資格者名簿における当該表示された建設工事の種類についての決定数値が当該表示された決定数値である者でなければならないことであり、「業種登録・格付・決定数値」ならびにこれらの文字の右欄の同表の上欄に掲げる建設工事の種類、等級および決定数値の表示の意義は、

(8) (略)

(15)キに規定する要件に加えて、高松市の入札参加資格者名簿における当該表示された建設工事の種類についての格付および決定数値が当該表示された等級および決定数値である者でなければならないことであり、「業種登録」およびこれらの文字の右欄の同表の上欄に掲げる建設工事の種類を表示の意義は、当該建設工事の種類に係る高松市の入札参加資格者名簿に登載されていることを求めていること（(15)キに規定する要件の再掲）である。

(8) 「元請施工実績」ならびにこれらの文字の右欄の工事の内容および請負金額の表示の意義は、当該工事の元請としての施工実績（入札書の提出期限の前日までの完了検査合格分に限るものとする。）を有する者でなければならないことである。この場合において、共同企業体の構成員としての施工実績について、その出資比率相当分の請負金額および施工実績を認めることとしたときは「※JV実績可」を、代表者としての出資比率相当分の請負金額および施工実績に限り認めることとしたときは「※JV実績は代表者実績に限り可」を表示する。

(9) (略)

(9) 「特定JVの構成員（代表者を除く。）に求める元請施工実績」ならびにこれらの文字の右欄の工事の内容および請負金額の表示の意義は、当該工事の元請としての施工実績であって当該建設工事公告で定めるもの（入札書の提出期限の前日までの完了検査合格分に限るものとする。）を有する者でなければならないことである。

(10) (略)

(10) 「元請または一次下請施工実績」ならびにこれらの文字の右欄の工事の内容および請負金額の表示の意義は、当該工事の元請または一次下請としての施工実績（入札書の提出期限の前日までの完了検査合格分（一次下請としての施工実績については、当該一次下請工事の完了確認分を含む。）に限るものとする。）を有する者でなければならないことである。この場合において、共同企業体の構成員としての施工実績について、その

<p>(1 1) (略)</p>	<p>出資比率相当分の請負金額および施工実績を認めることとしたときは「※JV実績可」を表示する。</p>
<p>(1 2) (略)</p>	<p>(1 1) 「配置技術者」およびこれらの文字の右欄の技術者の表示（(1 2)による「専任」または「法定の専任基準による」の表示を含む。）の意義は、当該工事に当該表示された技術者を配置できる者でなければならないことである。</p> <p>(1 2) 「専任」とは、(1 1)により配置を求める技術者が必ず当該工事に専任の者でなければならないことをいい、「法定の専任基準による」とは、(1 1)により配置を求める技術者が当該工事に専任の者でなければならないかどうかについては、当該工事の請負代金の額に応じて建設業法第26条第3項の定めるところによることをいう。</p>
<p>(1 3) (略)</p>	<p>(1 3) 「特定建設業の許可」の細項目において「要」とは、下請代金の額（建設業法第3条第1項第2号に規定する下請代金の額をいう。以下この(1 3)において同じ。）にかかわらず、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者でなければならないことをいい、「法定基準による」とは、特定建設業の許可の要否については、当該工事に係る下請代金の額に応じて同項の区分によることをいう。</p>
<p>(1 4) (略)</p>	<p>(1 4) 他の案件との関係での応札・落札の制限の細項目においては、次に定めるところによる。</p> <p>ア 「重複落札禁止（重複応募は可）」およびこれらの文字の右側の複数の工事の名称の表示（これらの工事の名称が別表において表示されている場合を含む。）の意義は、当該複数の工事相互間では、重複して落札候補者または落札者となることはできないこと（重複応募は可）である。したがって、当該複数の工事相互において、いずれかの工事について一旦単体企業または共同企業体の構成員として落札候補者となった者は、他の工事について落札候補者（共同企業体の構成員による場合を含</p>

む。)となることができない。

イ 「同一敷地内案件重複受注禁止」およびこれらの文字の右側の敷地の表示の意義は、当該敷地内で次の工事について当該建設工事公告で定める入札書提出期限日において元請としての受注（仮契約していることまたは落札候補者もしくは落札者となっていることを含む。以下このイにおいて「同一敷地内案件受注」という。）をしていない者でなければならないことである。したがって、同一敷地内案件受注をしている者（共同企業体の構成員による場合を含む。）は、単体企業または共同企業体の構成員として応募することができない。

(ア) 高松市（契約監理課経由分に限る。）が発注した予定価格130万円を超える工事（随意契約に係るものを除く。（イ）および(ウ)において「対象工事」という。）

(イ) 高松市病院局が発注した対象工事

(ウ) 高松市上下水道局が平成24年3月31日までに発注した下水道事業に係る対象工事

ウ 「指定案件重複受注禁止」およびこれらの文字の右側の工事の名称の表示（工事の名称が別表において表示されている場合を含む。）の意義は、当該表示された工事について当該建設工事公告で定める入札書提出期限日において元請としての受注（仮契約していることまたは落札候補者もしくは落札者となっていることを含む。以下このウにおいて「指定案件受注」という。）をしていない者でなければならないことである。したがって、指定案件受注をしている者（共同企業体の構成員による場合を含む。）は、単体企業または共同企業体の構成員として応募することができない。

エ 「重複応募禁止」およびこれらの文字の右側の複数の工事の名称の表示（これらの工事の名称が別表において表示されている場合を含む。）

(15) (略)

の意義は、当該複数の工事相互間では、重複して応募することができないことである。したがって、当該複数の工事相互において、一の企業は、単体企業または共同企業体の構成員として、重複して応募することができない。

(15) 「単体企業共通資格」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人または未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者とする。

イ 入札書提出期限日から契約締結日までの間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止期間中の者でないこと。

ウ 建設業法第28条第3項または第5項の規定による営業停止（当該建設工事公告に係る工事が対象となるもの）期間中の者でないこと。

エ 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、建設業法第27条の23の経営事項審査および本市の入札参加資格審査を受け、当該入札参加資格審査において決定数値または格付を受けたものは、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者で、建設業法第27条の23の経営事項審査および本市の入札参加資格審査を受け、当該入札参加資



格審査において決定数値または格付を受けたものは、再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

キ 当該建設工事公告の工事の種類項目において表示された工事の種類に係る高松市の入札参加資格者名簿に登載されて、連続して2年を経過している者であること。

ク 入札書提出期限日および開札（総合評価落札方式による場合にあつては、入札書提出期限日、開札および落札候補者決定）のいずれの時点においても、高松市（契約監理課経由分に限る。）が発注した対象工事（（14）イ（ア）に規定する対象工事をいう。以下このクにおいて同じ。）の手持件数、高松市病院局が発注した対象工事の手持件数および高松市上下水道局が平成24年3月31日までに発注した下水道事業に係る対象工事の手持件数の合計が2以下であること（次の日は終日手持件数に算入し、（イ）および（ウ）の日はその翌日に手持件数から除外する。）。

（ア）落札者（入札後審査型制限付き一般競争入札にあつては、落札候補者）となった日

（イ）しゅん工検査に合格した日

（ウ）落札候補者となった後の入札参加資格の確認で入札参加資格を有しないとして18の通知をした日

（16） 「特定JV（2者）共通資格」とは、次のアおよびイの要件を満たすことをいう。

ア 特定JVは次の要件をすべて満たすこと。

（ア） 構成員の数が2者であり、任意かつ自主的に結成するものであること。

（イ） 各構成員の出資比率は30パーセント以上であること。

（ウ） 代表者は、構成員のうち、出資比率が最大で、かつ、経営規模等

（16） （略）

	<p>評価結果通知書・総合評定値通知書（最新のもの）の総合評価値（当該建設工事公告の工事の種類に掲げる工事に係るもの）が最高であること。</p> <p>(エ) 各構成員は、当該建設工事公告に係る工事において、別途単体企業として応募することができず、かつ、2以上の特定JVの構成員となることができない。</p> <p>イ 特定JVの各構成員は(15)アからクまでのすべての要件を満たすこと。</p>
<p>(17) (略)</p>	<p>(17) 「特定JV(3者)共通資格」とは、次のアおよびイの要件を満たすことをいう。</p> <p>ア 特定JVは次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>(ア) 構成員の数が3者であり、任意かつ自主的に結成するものであること。</p> <p>(イ) 各構成員の出資比率は20パーセント以上であること。</p> <p>(ウ) 代表者は、構成員のうち、出資比率が最大で、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（最新のもの）の総合評価値（当該建設工事公告の工事の種類に掲げる工事に係るもの）が最高であること。</p> <p>(エ) 各構成員は、当該建設工事公告に係る工事において、別途単体企業として応募することができず、かつ、2以上の特定JVの構成員となることができない。</p> <p>イ 特定JVの各構成員は(15)アからクまでのすべての要件を満たすこと。</p>
<p>(18) (略)</p>	<p>(18) 「国、地方公共団体等の発注機関」とは、別表第1に記載する発注機関をいう。</p>
<p>(19) (略)</p>	<p>(19) 「工事成績の評定に係る資格」の細項目において「過去2年間に同</p>

業種で2件以上有する場合は、その平均が65点未満でないこと」とは、高松市発注の同業種工事（建設業法の28業種区分による。）の工事成績評定点（しゅん工検査に合格した日が当該建設工事公告の日以前2年以内のものに限る。）を2件以上有する場合は、それらの平均が65点未満でない者でなければならないことをいう。

（中略）

別表第1

区 分	機 関
国	
地方公共団体（地方自治法第1条の3）	（略）
建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の13の公共法人（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1）	沖縄振興開発金融公庫，株式会社国際協力銀行，株式会社日本政策金融公庫，港務局，国立大学法人，社会保険診療報酬支払基金，水害予防組合，水害予防組合連合，大学共同利用機関法人，地方公共団体金融機構，地方住宅供給公社，地方道路公社，地方独立行政法人，独立行政法人（その資本金の額もしくは出資の金額の全部が国もしくは地方公共団体の所有に属しているものまたはこれに類するものとして，財務大臣が指定をしたものに限る。）），土地開発公社，土地改良区，土地改良区連合，土地区画整理組合，日本下水道事業団，日本司法支援センター，日本中央競馬会，日本年金機構，日本放送協会
国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条）	_____公害健康被害補償予防協会，首都高速道路株式会社，消防団員等公務災害補償等共済基金， <u>新関西国際空港株式会社</u> ，地方競馬全国協会，東京地下鉄株式会社，東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和61年法律第45号）第2条第1項に規定する東京湾横断道路建設事業者，独立行政法人科学技術振興機構，独立行政法人勤労者退職金共済機構，独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構，独立行政法人中小企業基盤整備機構，独立行政法人日本原子力研究開発機構，独立行政法人農業者年金基金，独立行政法人理化学研究所，中日本高速道路株式会社，成田国際空港株式会社，西日本高速道路株式会社，日本環境安全事業株式会社，日本小型自動車振興会，日本自転車振興会，日本私立学校振興・共済事業団，日本たばこ産業株式会社，日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条第1項に規定する会社および同条第2項に規定する地域会社，農林漁業団体職員共済組合，阪神高速道路株式会社，東日本高速道路株式会社，本州四国連絡高速道路株式会社ならびに旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第3項に規定する会社

別表第1

区 分	機 関
国	
地方公共団体（地方自治法第1条の3）	都道府県，市町村，特別区，地方公共団体の組合，財産区
建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の13の公共法人（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1）	沖縄振興開発金融公庫_____，株式会社日本政策金融公庫，港務局，国立大学法人，社会保険診療報酬支払基金，水害予防組合，水害予防組合連合，大学共同利用機関法人，地方公共団体金融機構，地方住宅供給公社，地方道路公社，地方独立行政法人，独立行政法人（その資本金の額もしくは出資の金額の全部が国もしくは地方公共団体の所有に属しているものまたはこれに類するものとして，財務大臣が指定をしたものに限る。）），土地開発公社，土地改良区，土地改良区連合，土地区画整理組合，日本下水道事業団，日本司法支援センター，日本中央競馬会，日本年金機構，日本放送協会
国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条）	<u>関西国際空港株式会社</u> ，公害健康被害補償予防協会，首都高速道路株式会社，消防団員等公務災害補償等共済基金_____，地方競馬全国協会，東京地下鉄株式会社，東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和61年法律第45号）第2条第1項に規定する東京湾横断道路建設事業者，独立行政法人科学技術振興機構，独立行政法人勤労者退職金共済機構，独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構，独立行政法人中小企業基盤整備機構，独立行政法人日本原子力研究開発機構，独立行政法人農業者年金基金，独立行政法人理化学研究所，中日本高速道路株式会社，成田国際空港株式会社，西日本高速道路株式会社，日本環境安全事業株式会社，日本小型自動車振興会，日本自転車振興会，日本私立学校振興・共済事業団，日本たばこ産業株式会社，日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条第1項に規定する会社および同条第2項に規定する地域会社，農林漁業団体職員共済組合，阪神高速道路株式会社，東日本高速道路株式会社，本州四国連絡高速道路株式会社ならびに旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第3項に規定する会社

備考 施工実績として提出しようとする工事を受注した際、その発注機関が当時の法人税法別表第1または建設業法施行規則第18条に規定する法人に該当する場合は、当該発注機関は、この表に掲げられている機関とみなす。

注意 この表に掲げられている機関（以下「対象機関」という。）以外の機関（以下「対象外機関」という。）における工事契約に関する事務を対象機関の職員が実質的に執行していたとしても、当該対象外機関は、当該対象機関とはみなさない。

（後略）